

第9回ぱいぬ島まつり出店募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第9回ぱいぬ島まつりに係る出店募集に関する必要な事項を定めるものとする。

(募集対象)

第2条 募集対象は次のとおりとする。

- (1) 竹富町（以下「本町」という。）内で事業を営む飲食等の事業者。
- (2) 公民館・青年会・婦人会等の町内で活動している各種団体。
- (3) その他、町内で活動している団体等で、ぱいぬ島まつり実行委員会産業部会（以下「産業部会」という。）で認められた者とする。

(応募方法)

第3条 様式1の申し込み用紙に必要事項を記入し、産業部会へ申し込むこと。

(応募締切)

第4条 応募締切は産業部会が別に定める。

(出店条件等)

第5条 出店条件については次のとおりとする。

- (1) ぱいぬ島まつりの趣旨を尊重し、運営に協力すること。
- (2) 出店商品は、適切な価格で販売すること。
- (3) 食品については、安全衛生管理を徹底すること。
- (4) 産業部会が別に定める日までに、管轄保健所の簡易営業許可を得ていること。
- (5) 出店者対象の説明会に必ず参加すること。

2 小間の大きさ及び配置については次のとおりとする。

- (1) 1小間（基準）の大きさは、テント一張3.6m×7.2m以内（予定）とし、申込後に調整し小間の大きさを決定する。小間の配置については、出店業者説明会で決定する。

なお、産業部会が指定した小間以外での販売活動を行うことはできない。

(出店者制限)

第6条 出店小間数に応じて出店者の募集を行うため、出店希望者が多い時は抽選で決定する。また、産業部会がぱいぬ島まつりの趣旨にそぐわないと判断した時には出店を見合わせてもらう場合がある。

(出店料及び出店に要する経費)

第7条 出店料は無料とするが、次に要する経費については出店者の負担とする。

(1) 出店に要する運送費、人件費等の経費。

2 台風、その他災害等のばいぬ島まつり実行委員会の責によらない事由によりばいぬ島まつりが中止になった場合においても出店に要した経費の補償はしない。

(会場設営等)

第8条 会場設営等については次のとおりである

(1) テントの設営、後片付け等は出店者で行うものとする。

(2) 小間内の飾り付け等は出店者が行うこととする。

(3) イス・テーブルは産業部会で基本数を準備するが、その他の販売に必要な備品等は出店者が準備することとする。

(4) 試食及び販売等、食器類の使用については洗浄の必要のない使い捨てを使用することとする。

(5) 電気器具(冷蔵庫、電熱器等)を会場に持ち込む場合は、必ず申込書に必要事項を記入することとし、申込書に記載されていない電気器具の使用は出来ないこととする。

(出展品の輸送)

第9条 物品の搬送については、原則として出店者で対応することとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、ばいぬ島まつり実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第9回ばいぬ島まつりが閉会された日の翌日をもって失効する。